空き店舗等活用推進事業交付金要綱

（目的）

第１条　この要綱は、美瑛町中心市街地の商業地域内における空き店舗等の所有者に対して、商業利用を目的とした売却又は賃貸を行う上での必要な費用を支援し、空き店舗等の活用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

（１）　店舗　商品やサービスを不特定多数の顧客に販売するための施設や建物

（２）　店舗兼住宅　店舗と住宅とが一体となった建物

（３）　空き店舗　店舗、店舗兼住宅や事務所等の事業所として使用されていた施設で、商業利用されなくなってから１月以上その状態が継続している建物及び同一敷地内にある建物。ただし、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。

（４）　空き家　１月以上無人の状態にある建物であって、改修等により店舗として使用できる建物及び同一敷地内にある建物

（５）　空き店舗等　空き店舗又は空き家

（６）　所有者　不動産を所有している個人又は法人

（交付対象者）

第３条　交付金を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の第１号から第３号までのいずれにも該当する者又は第４号に該当する者とする。

（１）　別紙に示す交付対象区域に所在している空き店舗又は空き家及び同一敷地内にある建物（以下「空き店舗等」という。）の所有者

（２）　過去にこの要綱に基づく交付金の交付を受けていない者

（３）　空き店舗等を５年以上所有している者又は親族から相続されたもので、当該空き店舗等を相続前の親族が所有していた期間と通算して５年以上所有している者

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としない。

（１）　美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第１９号）第２条第１項に規定する暴力団関係者

（２）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者

（３）　交付金交付決定日から事業期間終了までに事業完了（第９条に規定する交付決定を受ける事業を実施し、事業経費の支払いが完了することをいう。）できない者

（４）　国税、都道府県民税、市町村税、軽自動車税及び国民健康保険料並びに水道料金等を滞納している者

（交付対象事業）

第４条　交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

（１）　店舗兼住宅活用推進事業　店舗兼住宅において、店舗部分の賃貸を目的に、店舗部分と住居部分の機能分離を行う事業

（２）　住居移転事業　居住中の空き店舗等において、売却又は賃貸を目的に、住居を移転する事業

（３）　残置物処分事業　空き店舗等において、売却又は賃貸を目的に、残置物を廃棄する事業

２　本事業を活用した空き店舗等において、買主又は借主は、建物を商業利用するものとする。

（交付の条件）

第５条　交付金の交付に係る条件は、次の各号すべてを満たすものとする。

（１）　本事業を活用するに当たって、関係法令を遵守すること。

（２）　本事業を活用した空き店舗等において、買主又は借主は、事業完了の日の翌年度から起算して３年間建物を商業利用の用に供すること。

（３）　本通区画整理区域において空き店舗等を改修する場合は、「本通地区街づくりマニュアル」に定める基準に適合すること。

（４）　事業完了までに、商業利用に限定して買主若しくは借主が決定していること又は商業利用に限定して美瑛町空き家バンクへ申請並びに公開がされていること。

（５）　当該事業完了後に所有者自身又は親族が経営する事業への売却及び賃貸を行わないこと。

（６）　店舗兼住宅活用推進事業で改修した建物は、事業完了の翌年度から３年間売却しないこと。ただし、事前に町長の承認を得たときはこの限りではない。

（７）　本事業を活用し空き店舗等を売却又は賃貸する場合において、買主又は借主が次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア　美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第１９号）第２条第１項に規定する暴力団関係者ではないこと。

イ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者ではないこと。

ウ　国税、都道府県民税、市町村税、軽自動車税及び国民健康保険料並びに水道料金等を滞納していないこと。

（交付対象経費）

第６条　交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象経費としない。

（１）　本事業の交付決定前、若しくは事業期間終了後に支払った経費

（２）　不適格建築物の是正改修に係る経費

（３）　他の補助制度等と重複する経費

（事業期間）

第７条　事業実施期間は、交付決定日から令和８年２月２８日までとする。

（交付金の交付申請）

第８条　交付金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）　空き店舗等活用推進事業交付金申請書（別記様式第１号）

（２）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民票の写し

（３）　土地及び建物の所有権が分かる書類

（４）　空き店舗等の位置図及び平面図

（５）　作業に係る見積書の写し（住居移転事業は除く）

（６）　土地及び建物の内観並びに外観の現況写真並びに改修等工事の着手前の写真

（７）　空き店舗等活用推進事業交付金の返金にかかる誓約書（別記様式第２号）

（８）　その他町長が必要と認める書類

（交付金の交付決定）

第９条　町長は交付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請の内容を調査し、交付金を交付すべきと認めたときは、空き店舗等活用推進事業交付金交付決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は前項の決定に際し、申請者に交付条件を付すことができる。

（変更の申請）

第１０条　前条の規定により交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに空き店舗等活用推進事業交付金変更等申請書（別記様式第４号）に必要な書類

を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更の決定等）

第１１条　町長は、前項の規定による申請書を受理した時は、当該申請の内容の可否を決定し、空き店舗等活用推進事業交付金変更等承認（不承認）決定通知書（別記様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　申請者は事業完了後の３０日以内又は令和８年３月１５日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）　空き店舗等活用推進事業交付金に係る事業実績報告書（別記様式第６号）

（２）　経費支出に係る証拠書類等の写し（店舗兼住宅活用推進事業又は残置物処分事業の場合）

（３）　不動産の売買契約書又は賃借用契約書の写し（買主又は借主が決定している場合）

（４）　美瑛町空き家バンクへ申請並びに公開がされていることがわかる書類（買主又は借主が決定していない場合）

（５）その他町長が必要と認める書類

（交付金額の確定）

第１３条　町長は、前条の空き店舗等活用推進事業交付金に係る事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、空き店舗等活用推進事業交付金等確定通知書（別記様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第１４条　当該申請者が前条の規定による空き店舗等活用推進事業交付金確定通知書を受け取ったときは、速やかに空き店舗等活用推進

事業交付金等交付請求書（別記様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（事業完了後の経過報告）

第１５条　申請者は、交付決定年度の翌年度から３年間、当該店舗の営業状況について、空き店舗等活用推進事業店舗状況報告書（別記様式第９号）を町長に提出しなければならない。

（目的達成の努力義務）

第１６条　申請者は、売却又は賃貸ができるよう、交付金を受けた施設を適正に維持管理し、その機能の維持に努めるとともに、事業完了の翌年度から３年以内に売却又は貸出しを行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（交付金の決定の取消し）

第１７条　町長は、次の各号の一に該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）交付金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）交付金を事業目的以外に使用したとき。

（３）第５条第５号及び同条第６号の規定により町長が事象を承認したとき。

（３）その他不正があったとき。

２　町長は、前項の規定による交付金の交付決定取消しをした時には、空き店舗等活用推進事業交付金交付決定取消通知書（別記様式第１０号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第１８条　町長は、前条により交付金の交付決定を取消した場合において、対象事業の当該取消しにかかる部分、また既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　当該取消し等により返還命令を円滑に行えるように、空き店舗等活用推進事業交付金の返還にかかる誓約書（別記様式第２号）の提出を義務とする。

附　則

この要綱は令和７年８月１日から施行する。

別表

区　分	交付金の対象経費		補助率	交付限度額
		説明		
1 店舗兼住宅活用推進事業	改修費	店舗部分と住居部分の分離に係る次の工事等の費用※ （1）内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び該当工事と一体で設置する設備 （2）電気、水道、ガス等の子メーター設備	50%	3,000,000円
2 住居移転事業	移転料	売却、賃貸のため、住居を移転するための費用	一律	132,000円
3 残置物処分事業	廃棄費、廃棄委託費	売却、賃貸のため、空き家又は空き店舗内の残置物を処分するための費用※	100%	115,000円

※　交付対象経費は原則町内事業者に支払った経費とする。なお町内調達ができない場合には、理由書を提出し町長の承認が必要となる。（価格や営業力、専門性での選定は理由としない）